

公益財団法人かぬま文化・スポーツ振興財団役員等の費用弁償に関する規程

沿革 平成4年12月12日制定 平成17年3月23日改正
平成23年9月29日改正 平成24年3月22日改正

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人かぬま文化・スポーツ振興財団理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）に対する費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(費用弁償)

第2条 役員等が業務のため旅行（市内旅行を除く。）をした場合には、費用弁償として旅費を支給する。ただし、栃木県内に旅行しときは、日当を支給しない。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、宿泊を伴う栃木県内（本市の区域を除く。）の旅行をしたときは、次項の規定による日当定額の2分の1に相当する額を支給する。

3 第1項本文の規定により支給する旅費の額は、公益財団法人かぬま文化・スポーツ振興財団職員旅費規程（昭和57年9月24日制定）に定める5級以上の職務にある者相当額とする。

4 前項に定めるもののほか、役員等に支給する旅費の支給方法については、職員の例による。

(委任)

第3条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成4年12月21日から施行する。

附 則（平成17年3月23日）

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

2 改正後の規定は、この規程の施行の日以降に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成23年9月29日）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月22日）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。